

● 国民健康保険特別徴収の開始

平成27年7月1日時点で、新たに次の要件にすべて該当する世帯は、平成27年10月から保険料を受給年金から納める特別徴収になります。該当世帯には、6月または7月に送付の平成27年度国民健康保険料賦課決定通知書で通知しています。

▽年額18万円以上の年金を受給している

▽国民健康保険加入者がすべて65歳以上75歳未満(擬制世帯主を除く)

▽世帯主の介護保険料が特別徴収されている

▽介護保険料と国民健康保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超えない

注 保険料の滞納がなく、平成27年7月末までに口座振替を選択した世帯は、特別徴収の対象世帯であっても、10月以降も引き続き口座振替となります

平成28年4月・6月・8月は、平成28年2月の年金額から特別徴収された保険料額と同額を「仮徴収」として特別徴収します。

平成28年度の保険料は、前年中の所得金額に基づき計算し、4月・6月・8月に仮徴収する保険料額を差し引いた残りの保険料額を、平成28年10月・12月、平成29年2月の3回に分けて特別徴収します。

TEL 06・6992・1625
問 保険課・保険料係

新しくなります 国民健康保険被保険者証(保険証) 11月1日(日)から

現在使用中の保険証は、平成27年10月31日(土)まで有効です。新保険証(オレンジ色)を10月中に、簡易書留郵便で各家庭に郵送します。不在通知が入っていた場合は、必ず郵便局に連絡してください。

なお、新保険証が10月31日(土)までに届かない場合や記載内容に変更がある場合は、連絡してください。

TEL 06・6992・1545
問 保険課・給付係

● 福祉のお知らせ

● 障害者医療証が変更

11月1日(日)から

市は、障害のある人を対象に医療費の一部負担金を助成していますが、現在交付している医療証の有効期限は10月31日(土)です。

引き続き、障害者医療の受給資格がある人には、うぐいす色の新医療証を10月31日(土)までに郵送します。新医療証が届かない時や医療証の記載内容に誤りがある時は、連絡してください。

11月1日(日)からは、必ず新医療証を医療機関の窓口に表示してください。

また、受給資格のある人で、医療証を持っていない人(未申請者)は、関係書類を添えて申請してください。

受給資格

国民健康保険または各種社会保険の加入者で、**下表**の資格要件に該当する人

注 受給資格には所得制限があります

TEL 06・6992・1630
問 障害福祉課

障害者医療受給資格

資格要件	身体障害者(児)	1級または2級の身体障害者手帳を所持している人
	知的障害者(児)	①重度の知的障害者(療育手帳のA判定)または判定書を所持している人 ②身体障害者手帳を所持し、中度の知的障害者(療育手帳のB1判定)または判定書を所持している人

戦没者追悼式

市は、先の大戦で亡くなられた人の霊を慰め、新たな平和の願いを込めて、次とおり戦没者追悼式を行います。多数ご列席ください。

時 10月14日(水)午後2時
場 守口文化センター(エナジーホール)

注 会場には駐車・駐輪場がありませんので、公共交通機関でお越しください。自転車や車で来場の場合、近隣の公共有料駐輪場や民間駐車場を利用してください

TEL 06・6992・1570
問 健康福祉部総務課

